2026年11月7日

司法令８－１２

選挙に関する次のアからウまでの各記述について，正しいものには○，誤っているものには×を付した場合の組合せを，後記１から８までの中から選びなさい。（解答欄は，［No.24］）

ア．最高裁判所の判決（最高裁判所平成２４年１０月１７日大法廷判決，民集６６巻１０号３３５７頁）は，参議院議員選挙における投票価値の不均衡の問題について，都道府県は，地方における一つのまとまりを有する行政等の単位ではあるが，これを選挙区の単位としなければならないという憲法上の要請はなく，都道府県を選挙区の単位として固定する結果，投票価値の大きな不平等状態が長期にわたって継続していると認められる状況の下では，この仕組み自体を見直すことが必要になるとしている。

イ．最高裁判所の判決（最高裁判所昭和３０年３月３０日大法廷判決，刑集９巻３号６３５頁）は，公職選挙法第１４６条により制限されている選挙運動期間中の文書図画の頒布，掲示を認めると，選挙運動に不当の競争を招き，選挙の公正が害される具体的な危険が明らかに生じることから，同条による規制は，公共の福祉のため，憲法上許された必要かつ合理的な制限であるとしている。

ウ．最高裁判所の判決（最高裁判所昭和２３年６月１日第三小法廷判決，民集２巻７号１２５頁）は，憲法は自由な投票を確保するために，秘密選挙の原則を保障しており，選挙権のない者が投票行為をしたのかどうか及び何人に対して投票したかを証拠調べによって明らかにすることは，当選の効力を定める手続においても許されないとしている。

１．ア○イ○ウ○　　２．ア○イ○ウ×　　３．ア○イ×ウ○
４．ア○イ×ウ×　　５．ア×イ○ウ○　　６．ア×イ○ウ×
７．ア×イ×ウ○　　８．ア×イ×ウ×

正解　４

肢ア

平等選挙。１４条１項，１５条１項。数の平等のみならず，価値の平等も保障。

行政単位ではあるが，選挙区の単位にしなければならない憲法上の要請はない。

国会議員は全国民の代表であって，地域代表ではない。

したがって，長期渡って継続しているような場合，見直しが必要。

歴史的な流れもあるが，国民間の平等が憲法の要請。長期にわたっていれば，合理的期間が経過している以上，見直して対応すべきである。

肢イ

人権なのか，制度なのか。

選挙活動の問題は，制度の問題。ルールに基づいて行うという話になる。

選挙の公正を保ち、財力による歪みを防ぐという行政・政策的必要性（公共の福祉）に基づく、国会の合理的な裁量内である。となる。

憲法４４，４７の話。

必要かつ合理的な制限は，人権を保障して制約の正当化で出てくる規範になる。

肢ウ

秘密選挙も，憲法上の権利であるが，絶対無制約ではない。当選の効力を定める手続においては許される。公共の福祉による必要かつ合理的な制約と考えられる。

司法令８－１３

政党に関する次のアからウまでの各記述について，最高裁判所の判例の趣旨に照らして，それぞれ正しい場合には１を，誤っている場合には２を選びなさい。（解答欄は，アからウの順に［No.25］から［No.27］）

ア．労働組合は，労働者の労働条件の維持改善その他経済的地位の向上を図ることを主たる目的とする団体であるから，組織として支持政党又はいわゆる統一候補を決定し，その選挙運動を推進したり，組合出身の立候補者の選挙運動を支援する目的でその所属政党に寄付するための資金を組合員から強制的に徴収することも許される。［No.25］

イ．衆議院議員小選挙区選挙における政見放送を，候補者届出政党にのみ認め，これに所属しない候補者に認めない旨の公職選挙法の規定は，単なる程度の違いを超える差異を設けるものであるが，その余の選挙運動については候補者届出政党に所属しない候補者も十分に行うことができることからすれば，国会の合理的裁量の限界を超えているということはできない。［No.26］

ウ．拘束名簿式比例代表制の下では，投票後に行われる政党による除名は，名簿登載者及び順位を考慮してされた選挙人の投票についての意思を無視することになるから，比例代表選挙において欠員が生じた際の繰上補充に当たり，政党から名簿登載者につき除名届出がされたため被除名者より下位の名簿登載者を当選人とした選挙会の決定は，除名が不存在又は無効であるときには，その効力を有しない。［No.27］

正解　ア２，イ１，ウ２

肢ア

労働組合も統制権はある。ただ，目的の範囲。選挙に関しては目的外。

労働組合は対使用者。投票先は，個々が決めるべき問題。したがって，強制徴収は目的外でできない。

間接適用説で考える。

肢イ

政見放送ができるか否かは，０，１の問題であり，程度を超える問題である。

ただ，その余の活動が十分できる。また，政党政治を予定している以上，合理的な区別，裁量の範囲。

裁量であっても，平等原則の問題にはなるので，そこで判断をしている。

政党中心の制度は，議会制民主主義をとっている憲法の秩序からすると，差異を設けることは著しく不合理とはいえない。

肢ウ

選挙人の投票について意思を無視することにはならない。政党の判断にも委ねる意思がある。

実際に，除名が不存在又は無効であったとしても，選挙会の決定は効力を妨げられない。

政党に委ねることが選挙人の意思。政党の自律的な運営を尊重する必要がある。

これに選挙会介入することは行政介入となり許されない。

※　実際，繰り上げにより国会議員なった人がおり，それに基づいて活動している。
　もし，選挙会の意思決定がひっくり返る恐れがあると，確定しない人が活動することとなり，法的安定性から見ても問題と思われる。

最判平７．５．２５憲法百選Ⅱ１５３

司法令８－１４

憲法第９条に関する次のアからウまでの各記述について，最高裁判所の判例の趣旨に照らして，正しいものには○，誤っているものには×を付した場合の組合せを，後記１から８までの中から選びなさい。（解答欄は，[No. 28]）

ア．憲法第９条第２項が保持を禁止した戦力とは，我が国がその主体となってこれに指揮権，管理権を行使し得る戦力，すなわち，我が国自体の戦力を指しているため，外国の軍隊は，たとえそれが我が国に駐留していたとしても，同条項にいう戦力には該当しない。

イ．長沼事件判決（最高裁判所昭和５７年９月９日第一小法廷判決，民集３６巻９号１６７９頁）は，憲法の基本原理に対する重大な違反が生じ，国民の権利が侵害される危険があると考えられ，当該事件の紛争を根本的に解決する必要がある場合，裁判所には国家行為の憲法適合性を審理判断する義務があるとした。

ウ．憲法第９条は，その憲法規範として有する性格上，私法上の行為の効力を直接規律することを目的とした規定ではないため，国が行政の主体としてではなく，私人と対等な立場に立って，私人との間で個々的に締結する私法上の契約については，特段の事情がない限り，憲法第９条の直接適用を受けない。

１．ア○イ○ウ○　　２．ア○イ○ウ×　　３．ア○イ×ウ○
４．ア○イ×ウ×　　５．ア×イ○ウ○　　６．ア×イ○ウ×
７．ア×イ×ウ○　　８．ア×イ×ウ×

正解　３

肢ア　○

確かに，形式的には，外国の軍隊も軍隊，日本に駐留している以上，戦力では。

不当，安全保障上の問題がでてくる。憲法違反とするのは現実的ではない。

９条がなぜあるか，歴史的，先の大戦で，戦禍に陥れた反省から作られている。

それを繰り返さない趣旨。そう考えると，我が国が主体となって，指揮権，管理権を行使する戦力を指すと思われる。

肢イ　×

そのような判断はしていない。

確かに，事件の紛争を根本的に解決するには，本件のような判断も必要と思える。

もっとも，義務とまで，言えるか。

憲法判断回避のルールによれば，憲法的判断は抑制的であることが望ましい。

義務を設けるというのは，積極的な事柄である。条文の根拠がないのに，そのような義務を生じすることは，憲法問題の解決のために必要不可欠でない以上，明言は難しいように思われる。

肢ウ　○

私法上の契約においては，特段の事情がない限り，直接適用受けない。

公法上の規定なので，私法とは対象外。適用されないのが筋。ただ，私法という形式をつかって公権力の行使をする場合もあるように思われる。その辺りの道をふさぐ必要がある。したがって，特段の事情についても指摘している。

なお，間接適用の解釈運用についても指導原理であることを理由にかなり消極的な判断をしている。（最判平元．６．２０憲Ⅱ百選１６５）

司法令８－１５

国会議員の特権に関する次のアからウまでの各記述について，正しいものには○，誤っているものには×を付した場合の組合せを，後記１から８までの中から選びなさい。（解答欄は，［No.29］）

ア．議員の不逮捕特権が定められた趣旨は，議員の身体の自由を保障し，政府の権力によって議員の職務の遂行が妨げられないようにすること，及び，その議員が所属する議院の審議権を確保することにあり，国会の会期中，議員は，院外で現に犯罪を行った場合でも，その議院の許諾がなければ逮捕されない。

イ．議員の免責特権は，議院における議員の発言・表決の免責を定め，議員の言論活動の自由を最大限に確保しようとするものであるから，議院の活動の場面で議員としての職務を行うに際してなされたと認められる発言であれば，時間的に国会の会期中に限られず，空間的にも国会議事堂内で行われたかどうかを問わず，免責の対象となる。

ウ．最高裁判所は，議員が国会で行った質疑等において，個別の国民の名誉や信用を低下させる発言があったとしても，当該議員が，その職務とはかかわりなく違法又は不当な目的をもって事実を摘示するなど，議員に付与された権限の趣旨に明らかに背いてこれを行使したような特別の事情があるときでなければ，国家賠償法第１条第１項に基づく国の損害賠償責任は認められないとした。

１．ア○イ○ウ○　　２．ア○イ○ウ×　　３．ア○イ×ウ○
４．ア○イ×ウ×　　５．ア×イ○ウ○　　６．ア×イ○ウ×
７．ア×イ×ウ○　　８．ア×イ×ウ×

正解　５

肢ア

不逮捕特権，議員の不逮捕特権が定められた趣旨は，議員の身体の自由を保障し，政府の権力によって議員の職務の遂行が妨げられないようにすること，及び，その議員が所属する議院の審議権を確保することにある。したがって，院外で現に犯罪を行った場合も，許諾がいるのではないか。

法益保護が不十分になる。犯罪が明らかである以上，適正に警察権を行使すべき。

同意を要求した趣旨，行政権が不当逮捕で，反対権を封鎖してきた歴史から。

現行犯の場合，濫用の恐れがないことから令状審査も省略されている。

このように，行政権の濫用の恐れがない以上，不当逮捕の恐れはない。

よって，不逮捕特権で，議員を保護するケースではないと思われる。

※なお，通常逮捕の場合は，議院の同意の問題となる。同意で要すると，多数派であれば，同意をして，少数野党の活動を妨げる恐れがある。本来の不逮捕特権を認めた趣旨から見て問題が生じるように思える。しかし，このような危険は，議会の公開，報道の自由などで防げる。したがって，不当な同意をされる恐れは低いと思われる。

肢イ

議会のみならず，国家以外であっても，保護の対象となるでしょう。大衆政治であることを踏まえると，国家以外で説明責任を果たすことは政治活動を図る上でも重要のように思います。議員の活動として予定している以上，言論の自由を保障して，真理に向かって発言をさせるべきである。

肢ウ

国賠の過失は，故意と同視できるくらいの重大な過失であることが必要。

公務の委縮を防ぐため。したがって，限定されます。

免責特権との関係で，国に賠償責任をみとるべきかと問いがあるが，被害者保護の必要性，国会議員の個人の責任を問わないとすれば，免責特権と矛盾はありません。

司法令８－１６

内閣に関する次のアからウまでの各記述について，正しいものには○，誤っているものには×を付した場合の組合せを，後記１から８までの中から選びなさい。（解答欄は，［No.30］）

ア．憲法第７条第３号を根拠に内閣の衆議院解散権を認める見解は，天皇の国事行為に対する内閣の助言と承認には実質的決定権が含まれる場合もあることを前提にしている。

イ．憲法第６６条第３項が定める内閣の国会に対する連帯責任を果たすため，内閣は全ての行政について直接に指揮監督権を持つことが要求される。

ウ．判例によれば，内閣総理大臣は，閣議決定した方針がない場合であっても，流動的で多様な行政需要に遅滞なく対応するため，内閣の明示の意思に反しない限り，行政各部に対し，随時，その所掌事務について一定の方向で処理するよう指導，助言等の指示を与えることができる。

１．ア○イ○ウ○　　２．ア○イ○ウ×　　３．ア○イ×ウ○
４．ア○イ×ウ×　　５．ア×イ○ウ○　　６．ア×イ○ウ×
７．ア×イ×ウ○　　８．ア×イ×ウ×

正解　３

肢ア

終局的無権能説（あるいは終源的無権能説）

確かに，４条で天皇は政治的権能を持たないこととなっている。そこを素直読めば天皇の行為に政治的な効果を認めることはおよそできないとなる。

不当，権力分立の機能が弱くなってしまう。内閣主導で，解散根拠ができるようする必要がある。７条に根拠をおかなくても，６５条説，制度説などもあるが，解釈の幅を狭める条文があれば，それを根拠に解散を認めるのが解釈上望ましい。

ただ，７条根拠だと，政治的意味を持たせてしまうので，４条との関係で，問題が生じる。

４条で，政治的責任を負わないとするは，天皇に負わせると，戦前に逆もどりして危険。象徴としての役割であるという趣旨。そこで，３条，内閣の助言と承認により，政治的責任を内閣が引き受けたのであれば，天皇の政治責任はない。終源的に無権能であれば，天皇の象徴と逸脱はない。このように考えれば，７条の中に政治行為があるとしつつ，天皇の象徴性を矛盾なく説明できる。

肢イ

６６条３項，民主的責任行政（責任本質），確かに，責任を果たすため，直接に指揮監督権を持つべきだとも思える。責任と権限の均衡から，なんら権限がないのに責任を負わせるのは酷。

ただ，不都合。政治的介入を認めることがかえって，民衆の信に沿わないことがある。

中立性が要求される独立行政委員会など。
したがって，監督権を及ばない行政権も許容する必要がある。

行政権に民主的責任行政を負わせたのは，民衆のために政治を行う責任を行政権に求めた趣旨。歴史的にも行政権が国民の権利を害してきた。
政治的に中立性が求められる性質のものであれば，民衆もそれを期待するのであり，その期待に応えるのが内閣の責任。

よって，すべての行政にまで監督権は求められない。

肢ウ
内閣総理大臣７２条は，このような権限はない。
したがって，職務の範囲外とも。不都合。
責任逃れができてしまう。職務に含めるべき。
内閣総理大臣は，首長の地位を与え，リーダーシップが発揮できるように権限が強化された。戦前の反省から。
そのため，内閣の権限と矛盾しない範囲での権限を許容するし，むしろ予定している。
よって，内閣総理大臣は，閣議決定した方針がない場合であっても，流動的で多様な行政需要に遅滞なく対応するため，内閣の明示の意思に反しない限り，行政各部に対し，随時，その所掌事務について一定の方向で処理するよう指導，助言等の指示を与えることができる。